

日医発第 124 号（保険）  
令和 7 年 4 月 10 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿  
郡市区医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

ベースアップ評価料「賃金改善実績報告書」（診療所用）の説明資料について

令和 7 年 4 月 2 日付け日医発第 47 号（保険）により、ベースアップ評価料による賃金改善の実績報告に係る届出様式の改定等について、ご案内申し上げたところであります。

当該文書において「「賃金改善実績報告書」の作成に役立つ説明用資料を作成する予定」である旨お知らせしたところですが、今般、別添の説明資料を作成しましたので、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

ベースアップ評価料「賃金改善実績報告書」（診療所用）の作成・提出について  
(説明用スライド)

# ベースアップ評価料 「賃金改善実績報告書」(診療所用)の作成・提出について

1. 令和7年4月以降の対応
2. 簡素化された「賃金改善実績報告書」の作成方法
3. 「賃金改善実績報告書」の提出方法
4. その他



## 1. 令和7年4月以降の対応

令和6年度にベースアップ評価料を算定した医療機関は、  
4月以降、以下の対応が必要です

- ① 令和7年度分の「賃金改善計画書」を4月に作成し、  
令和7年6月末までに厚生局に提出します
- ② 令和6年度分の「賃金改善実績報告書」を作成し、  
令和7年8月末までに厚生局に提出します



次ページ以降で①と②の概要についてご説明いたします

## ① 令和7年度分の「賃金改善計画書」を4月に作成し、 令和7年6月末までに厚生局に提出します

- 令和7年度も「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」のみを算定する場合は、令和7年3月31日※に更新された新様式（大幅に簡素化された新様式）を利用して、令和7年度分の「賃金改善計画書」の作成・提出が可能です

※令和7年1月10日に示された新様式が、今回の賃金改善報告書の簡素化に伴い文言等の更新がなされたもの



※令和7年3月以降にベースアップ評価料の届出を行った医療機関は、その際、令和7年度分の「賃金改善計画書」を提出済みですので、改めて令和7年度分の「賃金改善計画書」を作成・提出する必要はありません

- 大幅に簡素化された新様式の作成手順を解説した資料と動画は、メンバーズルームに掲載しておりますので、ご参照ください

（日本医師会メンバーズルーム）

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>



3

## ② 令和6年度分の「賃金改善実績報告書」を作成し、 令和7年8月末までに厚生局に提出します



※令和7年3月以降に届出を行い、令和7年4月からベースアップ評価料の算定を開始した医療機関は、令和6年度分の「賃金改善実績報告書」を作成・提出する必要はありません

- 令和7年3月31日付けで「賃金改善実績報告書」も大幅に簡素化されました！
- 診療所であれば、令和6年度にベースアップ評価料の算定を開始した月（1ヶ月分）の
  - ・対象職員の人数（常勤換算数）
  - ・賃金改善後の「基本給等」の総額（※「基本給等」とは、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額です）
  - ・「ベア等」による賃金改善実績額（※「ベア等」とは、基本給等の引上げ額のことですが、定期昇給分は含みません）などを入力することで作成可能です
- 算定開始時に提出した計画書と実績報告書の内容が異なっても問題はありません



次ページ以降で、簡素化された「賃金改善実績報告書」  
の作成方法をご説明いたします

4

# 2. 簡素化された「賃金改善実績報告書」の作成方法

## まず「賃金改善実績報告書」を準備します



厚労省のHPにある「ベースアップ評価料特設ページ」からダウンロードします

【厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)



### 7. 賃金改善実績報告書様式（医療機関用・訪問看護ステーション用）

ベースアップ評価料の届出を行っている医療機関及び訪問看護ステーションは、毎年8月において、前年度における賃金改善の取組状況の評価するため、「賃金改善実績報告書」を以下の様式により作成し、地方厚生(支)局長に報告する必要があります。  
なお、従来版のベースアップ評価料届出様式（Excel形式）の報告シートを用いて、報告を行うことも可能です。従来版様式を用いて報告を行う際は以下の注意点をご確認の上で、報告を行ってください。

#### 報告書専用様式（医療機関用）

- 病院及び有床診療所  報告書様式 [336kB]  [NEW] /  記載例 [140kB]  [NEW]
- 診療所及び歯科診療所  報告書様式 [337kB]  [NEW] /  記載例 [126kB]  [NEW]

#### 報告書専用様式（訪問看護ステーション用）

- 訪問看護ステーション用  報告書様式 [167kB]  [NEW] /  記載例 [146kB]  [NEW]

#### 説明資料

- ベースアップ評価料届出後の流れ（評価料1のみを届出している医療機関・ステーション用） [8.8MB]  再掲
- ベースアップ評価料届出後の流れ（上記以外の医療機関・ステーション用） [9.3MB]  再掲

従来版の届出様式に含まれる「報告書シート」を用いることもできますが、今回あらたに示された「報告書専用様式」のほうが作成しやすくなっています

5

- 簡素化された「賃金改善実績報告書」(診療所版)の全体像は以下のとおりです
- 基本的には、①から⑥の項目を入力することで報告書が完成します

項目	記載事項
① 基本情報	保険医療機関コード、保険医療機関名、所在地、連絡先を記載
② I 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間	令和6年度において賃金改善を実施した期間（＝ベースアップ評価料を算定した期間）を記載
③ II-1 ベースアップ評価料による収入の実績額	令和6年度におけるベースアップ評価料の算定金額の総額を記載
④ II-2 ベースアップ評価料による収入の繰越状況	繰越額の有無や、算定したベースアップ評価料をベア等実施分に使い切ったかを確認
⑤ III ベースアップ評価料の対象職員（全体）の基本給等	ベースアップ評価料で賃上げを行った対象職員の人数、基本給等総額、賃金改善した額を記載 <u>（1ヶ月分のみ）</u>
⑥ IV、V ベースアップ評価料の対象職種以外の職員の賃上げ	40歳未満の勤務医や、専ら事務のみを担当している事務職員が在籍している場合、その人数、基本給等総額、賃金改善実績額を記載 <u>（1ヶ月分のみ）</u>

6

## 「基本情報」を入力します

保険医療機関コード	1234567
保険医療機関名	●●クリニック
所在地	都道府県 東京都
	住所 文京区本駒込●-●-●
連絡先	担当者氏名 日医 太郎
	電話番号 03-XXXX-XXXX

- ・ 保険医療機関コード
- ・ 保険医療機関名
- ・ 所在地
- ・ 連絡先 を入力します

7

## 「I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間」を入力します

### 具体例①

令和6年10月に届出を行い、同年11月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間	<input checked="" type="radio"/> ●●クリニック <input type="radio"/> ○●クリニック	住さ
(1) 賃金改善実施期間	令和 6 年 11 月 ~ 令和 7 年 3 月	5 ヶ月
(2) ベースアップ評価料算定期間	令和 6 年 11 月 ~ 令和 7 年 3 月	5 ヶ月

### (1) 賃金改善実施期間

始期：令和6年11月（基本的には、ベースアップ評価料を算定し始めた月が賃金改善実施期間の始期になります）  
 終期：令和7年3月（この例では、令和6年度の報告は5ヶ月分の報告になります）

### (2) ベースアップ評価料算定期間

始期：令和6年11月（令和6年度にベースアップ評価料を算定し始めた月を入力します）  
 終期：令和7年3月（同じく、この例では、令和6年度の報告は5ヶ月分の報告になります）

8

## 「Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間」を入力します

### 具体例②

令和7年2月に届出を行い、同年3月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

#### Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

##### (1) 賃金改善実施期間

令和 7 年 3 月 ~ 令和 7 年 3 月 1 ヶ月

##### (2) ベースアップ評価料算定期間

令和 7 年 3 月 ~ 令和 7 年 3 月 1 ヶ月

#### (1) 賃金改善実施期間

始期：令和7年3月（基本的には、ベースアップ評価料を算定し始めた月が賃金改善実施期間の始期になります）  
終期：令和7年3月（この例では、令和6年度の報告は令和7年3月の1ヶ月分のみ報告になります）

#### (2) ベースアップ評価料算定期間

始期：令和7年3月（令和6年度にベースアップ評価料を算定し始めた月を入力します）  
終期：令和7年3月（同じく、この例では、令和6年度の報告は令和7年3月の1ヶ月分のみ報告になります）

9

## 「Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額」を入力します

令和6年度にベースアップ評価料を算定した期間(前のページの(2)の期間)における  
ベースアップ評価料の算定金額総額を記載します



レセコンの機能を用いて算定金額、あるいは算定回数を調べます  
(レセコンの操作がわからない場合は、ベンダーにご相談ください)

例) 令和7年2月に届出を行い、同年3月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

令和7年3月の初診料の算定回数 (100回) × 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) 初診時 6点	=	600点 (6,000円)
令和7年3月の再診料の算定回数 (500回) × 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) 再診時 2点	=	1,000点 (10,000円)
ベースアップ料の算定金額総額		1,600点 (16,000円)

#### Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) 等による収入の実績額	16,000円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等による収入の実績額	0円
(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3) + (4)】	16,000円

0

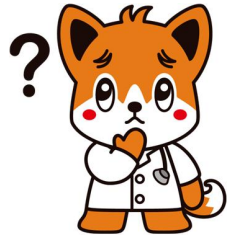
## 「Ⅱ-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況」を入力します

- 翌年度への繰越予定額や、前年度からの繰越額があれば記載します
- 算定したベースアップ評価料をベア等、およびそれに伴う賞与・時間外手当・法定福利費等の増額分に使い切ったかを確認して、チェックします

Ⅱ-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況	
※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。	
(6) 翌年度への繰越予定額	0円
(7) 前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載）	0円
(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5) - (6) + (7)】	16,000円
(9) (8)について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし

繰越額がなければ0円と入力します

算定したベースアップ評価料をベア等、およびそれに伴う賞与・時間外手当・法定福利費等の増額分に使い切ったことを確認したら、ここにチェックしてください



- ① 計画よりもベースアップ評価料の算定金額が増えた場合の対応例  
⇒ 翌年度への繰越予定額として(6)に記載する  
(令和6年度の賃金改善計画では繰越を予定していなかったとしても可)
- ② ベア等に連動して引き上げられた賞与、時間外手当、法定福利費等の具体的な金額については報告する必要はありません。(9)にチェックをいれるだけでOKです。

## 「Ⅲ. ベースアップ評価料の対象職員の基本給等に係る事項」を入力します

令和6年度にベースアップ評価料の算定を開始した月(1か月分)の対象職員のもの

- ✓ 人数(常勤換算数)を(10)に、
- ✓ 基本給等総額を(11)に、
- ✓ 賃金改善した額を(12)に入力します

※ 算定開始月1か月分のみ報告ですので、年度の途中で人数や賃上げ額が変更になったこと等の報告は不要です

※ 賃金改善計画書に記載した金額と報告書の記載が異なっていても問題ありません

【ベースアップ評価料対象職種について】	
Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項	
(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	3.0人
(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	700,000円
(12) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)	13,734円
(13) ベア等による賃金増率【(12) ÷ ((11) - (12))】	2.0%



(10)~(13)については、次ページ以降でもう少し詳しくご説明します

令和6年度にベースアップ評価料の算定を開始した月(1か月分)に関する以下の数値を入力します

(10) 対象職員の常勤換算数

- ・パート職員も常勤換算した上で対象職員に含めることが可能です
- ・事務職員であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は「その他医療に従事する職員」として対象職員に含めることができます

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額

- ・基本給等とは、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額であり、その総額（対象職員全員の基本給等の総額〔1か月分〕）を記載します

(12) ベア等による賃金改善実績額

- ・以下のように計算します  
「ベースアップ後の基本給等総額」－「ベースアップしなかった場合の基本給等総額」＝(12)
- ・なお、定期昇給による賃金増加分は(12)には含めません

(13) ベア等による賃金増率

- ・この数値は自動計算されます。
- ・この数値が令和6年度の政府目標2.5%に達していなくても問題ありません

13

具体例(令和7年3月からベースアップした診療所の場合)

(10) 対象職員の常勤換算数

- ・令和7年3月時点の職員数は、常勤看護師1名、常勤の事務職員1名、パートの事務職員2名（常勤換算すると1名）であり、当該事務職員は患者の検温や診察室への移動の補助等も行っている場合  
⇒ 「(10) 対象職員の常勤換算数」は「3.0人」と入力

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額

- ・令和7年3月分として支払う賃金のうち、上記「対象職員3.0人」に支払う基本給等総額（つまり、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額）は700,000円であり、同月中に定期昇給はしていない場合  
⇒ 「(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」は「700,000円」と入力

(12) ベア等による賃金改善実績額

- ・令和7年3月にベースアップしなかった場合、上記「対象職員3.0人」に令和7年3月分として支払う基本給等総額は686,266円であった場合

(計算例)

「(11)のベースアップ後の基本給等総額 700,000円」－「ベースアップしなかった場合の基本給等総額 686,266円」＝13,734円

⇒ 「(12) ベア等による賃金改善実績額」は「13,734円」と入力

(13) ベア等による賃金増率

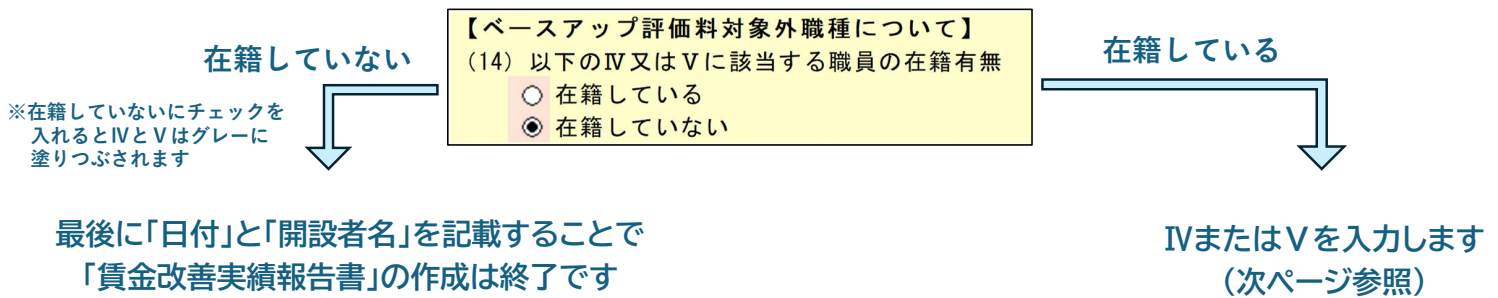
- ・この数値は(12)÷((11)－(12))により自動計算され、その結果、2.0%となります。
- ・この数値が令和6年度の政府目標2.5%に達していなくても問題ありません

14



# 「Ⅳ. 40歳未満の勤務医師の基本給等に係る事項」 「Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項」の入力について

- ✓ 「40歳未満の勤務医師」や「専ら事務のみを担当している事務職員」が在籍している場合のみ、入力します
- ✓ 事務職員であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者で、「その他医療に従事する職員」として(10)の「対象職員」に含めた事務職員は「Ⅴ」の「事務職員」には該当しません



本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 3 日 開設者名: 日医 太郎

- 「40歳未満の勤務医師」や、「専ら事務のみを担当している事務職員」が在籍している場合は、その人数、基本給等総額、賃金改善実績額を、賃上げの有無に関わらず記載します
- 令和6年度にベースアップ評価料の算定を開始した月(1か月分)の人数、基本給等総額、賃金改善実績額を記載します

※ 以下は(14)で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

Ⅳ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項	
(15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	1.0 人
(16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】	1,000,000 円
(17) ペア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円	0 円
(18) ペア等による賃金増率【(17) ÷ ((16) - (17))】	0.0 %
Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項	
(19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	1.0 人
(20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】	200,000 円
(21) ペア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円	0 円
(22) ペア等による賃金増率【(21) ÷ ((20) - (21))】	0.0 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 4 日 開設者名: 日医 太郎

賃上げを行っていない場合、賃金改善実績額は「0円」と記載します

最後に「日付」と「開設者名」を記載することで「賃金改善実績報告書」の作成は終了です

### 3. 「賃金改善実績報告書」の提出方法

別添 (診療所及び歯科診療所用) 賃金改善実績報告書 (令和 6 年度) 報告対象年度を記載  
します

保険医療機関コード	1234567	<small>半角数字7桁で記 入してください</small>
保険医療機関名	●●診療所	<small>医療機関名を記載し ていただきます</small>
所在地	都道府県 東京都	<small>医療機関が所在する 都道府県を選択すると 欄外に提出先メールアド レスが表示されます</small>
住所	千代田区霞が関X-X	<small>医療機関の所在地の 住所を記載してくだ さい</small>
連絡先	担当者氏名 たんとうしゃ	

様式提出先のメールアドレス↓  
baseup-hyoukarYOU13@mhlw.go.jp  
報告書提出における注意点  
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/

- 基本情報を入力する際に、医療機関が所在する都道府県を選択すると、提出先となる厚生局のメールアドレスが欄外に表示されますので、このメールアドレスにメールで提出します
- メール提出時、メールに添付するExcelファイルのファイル名に医療機関コードを記入します  
(例:1234567\_ベースアップ評価料報告書)  
〔医療機関コード〕                                  〔ファイル名〕
- メール本文にも、医療機関名や連絡先を記載します
- メールアドレスを持っていないなど、やむを得ない場合は、書面で提出してください

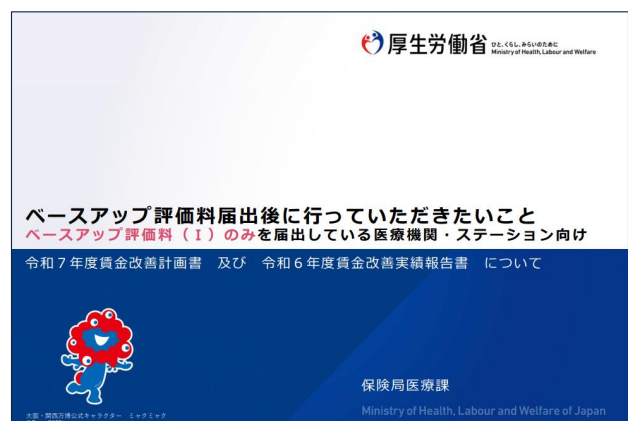
### 4. その他

厚生労働省のHPにある「ベースアップ評価料特設ページ」には、新しい様式のほか、「令和7年度賃金改善計画書」及び「令和6年度賃金改善実績報告書」の作成方法等について説明したスライドなども掲載されております。

#### 【ベースアップ評価料特設ページ】



#### 【説明用スライド】



【厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ】  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)



令和7年3月31日付けで厚生労働省から示された疑義解釈（抜粋・一部加筆）

**問9** 令和6年4月から令和7年3月までの間にベースアップ評価料を算定した医療機関等が、同期間内にベースアップ評価料の届出の取り下げを行った場合においても、令和7年8月に「賃金改善実績報告書」を提出する必要はあるか。

(答) 必要。「ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について」（令和6年9月11日事務連絡）別添2の問6を参照のこと。

**問11** 診療所用の「賃金改善実績報告書」に記載する「ベア等による賃金改善実績額」の計算について、どのように考えたらよいか。

(答) ベースアップ評価料の届出にかかる賃金改善の実施前後の給与体系における基本給等総額の差分により計算するが、定期昇給の制度がある医療機関にあっては、基本給等総額の差分から定期昇給相当分を差し引くこと。

19

令和7年3月31日付けで厚生労働省から示された疑義解釈（抜粋・一部加筆）

**問12** 給与表等の存在しない医療機関又は訪問看護ステーションにおいて、令和5年度と令和6年度を比較して対象職員の変動がある場合、令和6年度の「賃金改善実績報告書」におけるベースアップ評価料による賃金改善の実施前後の基本給等総額について、どのように考えたらよいか。

(答) 令和5年度及び令和6年度のいずれの年度においても在籍している対象職員のみを対象として、ベースアップ評価料の届出にかかる賃金改善の実施前後の基本給等総額の差分を計算すること。

その際、「対象職員の常勤換算数」の項目には、実際の人数ではなく、令和5年度及び令和6年度のいずれの年度においても在籍している対象職員の常勤換算数について記載すること。

なお、上記による算出が困難なやむを得ない場合については、令和5年度における全ての対象職員の基本給等の総額（人数が変化している場合には、令和5年度における1人当たりの平均額を令和6年度の対象職員数に乗じたもの）を用いて算出を行うこと。

また、令和7年度の「賃金改善実績報告書」においては、令和5年度及び令和7年度のいずれの年度においても在籍している対象職員のみを対象として、同様の計算を行うこと。

20

**問 13** 実際に行った賃金改善が届出に作成した「賃金改善計画書」の記載内容と異なっている場合、「賃金改善計画書」の内容と8月に提出する「賃金改善実績報告書」の内容が異なっても問題ないか。

(答) 実際に行った賃金改善実績が「賃金改善実績報告書」に記載されていれば問題ない。  
また、「賃金改善実績報告書」の記載にあたり、必要に応じて、届出時点の「賃金改善計画書」を修正しても構わない。